

令和6年度介護報酬改定に伴う 富田林市介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型・通所型サービス の変更点について

訪問介護相当サービス(A2)

- ・認定区分に関わらず、1週当たりの標準的な回数を定めて、サービス提供することが可能になります。(月額報酬)
利用者の状態、サービスの必要性に応じて、「週1回程度」「週2回程度」「週2回を超える程度」のサービスを選択することができます。
- ・「月額報酬」を基本としますが、訪問型サービスAと訪問介護相当サービスを併用する場合は、利用1回ごとの出来高報酬を選択できます。(利用1回ごとの報酬)
利用者の状態、サービスの必要性に応じて、「標準的なサービス」「20分～45分の生活援助」「45分以上の生活援助」「短時間の身体介護」を組み合わせ利用することができます。ただし、月当たりの上限は3727単位となります。
- ・加算、減算については、「口腔連携強化加算」、「高齢者虐待防止未実施減算」が追加となり、「同一建物減算」は要件が追加され、10%～15%の減算率が設定されます。

訪問型サービスA(A3)

- ・基本報酬について単位数を変更します。
- ・サービスの利用方法、算定要件等に変更はありません。

通所介護相当サービス(A6)

- ・運動器機能向上加算が廃止され、基本報酬に包括されます。
- ・「月額報酬」を基本とし、通所型サービスAと併用する場合及び要支援2の人について週1回程度の利用を位置づける場合には、「利用1回ごとの報酬」を選択できます。
- ・「複数サービス実施加算」「事業所評価加算」は廃止され、新たに「一体的サービス提供加算」(栄養改善加算と口腔機能向上加算の複数実施)が新設されます。
- ・減算について、「高齢者虐待防止未実施減算」「業務継続計画未策定減算」「送迎減算」「利用1回ごとの報酬算定時の同一建物減算」が新設されます。

通所型サービスA(A7)

- ・基本報酬について単位数を変更します。
- ・サービスの利用方法、算定要件等に変更はありません。

※各サービスの単位数については「令和6年4月施行版サービスコード表」をご確認ください。